

新宿区景観まちづくり条例に基づく 届出等の手続きについて

屋外広告物編



令和5年4月

目次

- 1 新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン ●●●●▶ 1ページ
- 2 届出について ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▶ 6ページ
- 3 書類の記入例 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●▶ 8ページ

「新宿区みんなのGIS」について

お調べの場所の景観まちづくり情報をご確認いただけます

新宿区みんなのGIS <https://www.sonicweb-asp.jp/shinjuku2/>

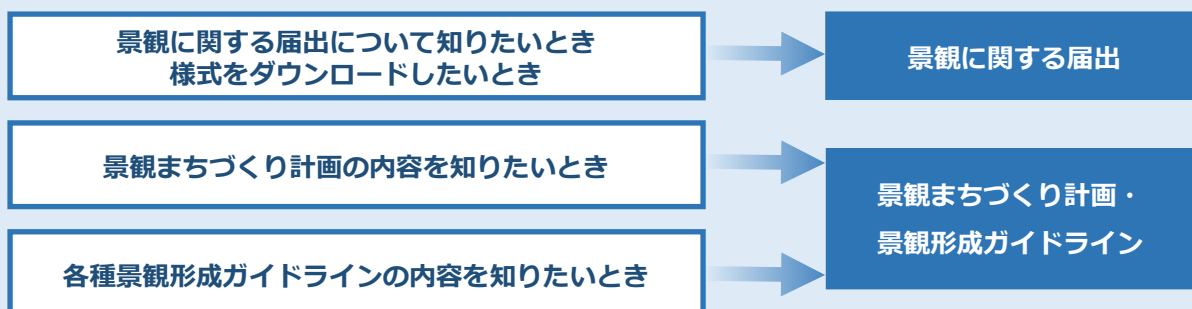


〈確認できる内容〉

	新宿区景観まちづくり計画	区分地区名、対象範囲、届出対象規模、届出対象工作物
新宿区景観形成 ガイドライン	エリア別景観形成ガイドライン	地域名、エリア名、景観形成の目標、景観形成の方針
	屋外広告物に関する景観形成ガイドライン (地区別屋外広告物ガイドライン)	地区名、対象範囲
	明治神宮聖徳記念絵画館の眺望の保全に関する景観形成ガイドライン	区域名、対象範囲
	新宿御苑の眺望の保全に関する景観形成ガイドライン	区域名、対象範囲

その他の景観まちづくり情報

新宿区ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp>
ホームページ上部「その他区政情報 → 景観まちづくり」から



1 新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン

●新宿区景観まちづくり計画

新宿区景観まちづくり計画において、屋外広告物の景観形成に取り組むため、「屋外広告物に関する景観形成方針」を定めています。

屋外広告物に関する 景観形成方針

- ①デザイン誘導などによる良好な景観形成
- ②多様な広告物の景観誘導推進
- ③建築物の新築時における屋外広告物の景観誘導
- ④区民等への景観まちづくり意識啓発
- ⑤多様な主体との連携
- ⑥地域特性を活かした広告のルールづくり

●新宿区景観形成ガイドライン

景観まちづくり計画に基づき、景観形成基準を補完するものとして策定したものです。

良好な景観の形成に向けての区の考え方を明確にすることで、地域特性等を踏まえたきめ細やかな景観誘導を行います。

□景観形成ガイドラインの種類

エリア別景観形成ガイドライン	現地調査をもとに定めた、良好な景観の形成を図るためのエリアごとの目標及び目標達成のための具体的な実現方策（全72エリア）
要素別景観形成ガイドライン	景観形成基準のうち、区内のどの地域においても考慮すべき一般的な留意点 ▶形態意匠の景観形成ガイドライン ▶設備等修景の景観形成ガイドライン ▶みどりの景観形成ガイドライン
広域的な景観形成ガイドライン	エリア別景観形成ガイドラインを広域的な観点から補完するもの ▶超高層ビルの景観形成ガイドライン ▶幹線道路沿道の景観形成ガイドライン ▶駅前・鉄道沿線景観形成ガイドライン ▶水辺景観形成ガイドライン ▶夜間景観形成ガイドライン ▶公共空間の景観形成ガイドライン ▶明治神宮聖徳記念絵画館の眺望の保全に関する景観形成ガイドライン ▶新宿御苑の眺望の保全に関する景観形成ガイドライン
大規模建築物等に係る景観形成ガイドライン	大規模建築物等を対象としたガイドライン
屋外広告物に関する景観形成ガイドライン	屋外広告物を対象としたガイドライン（2～5ページ参照）

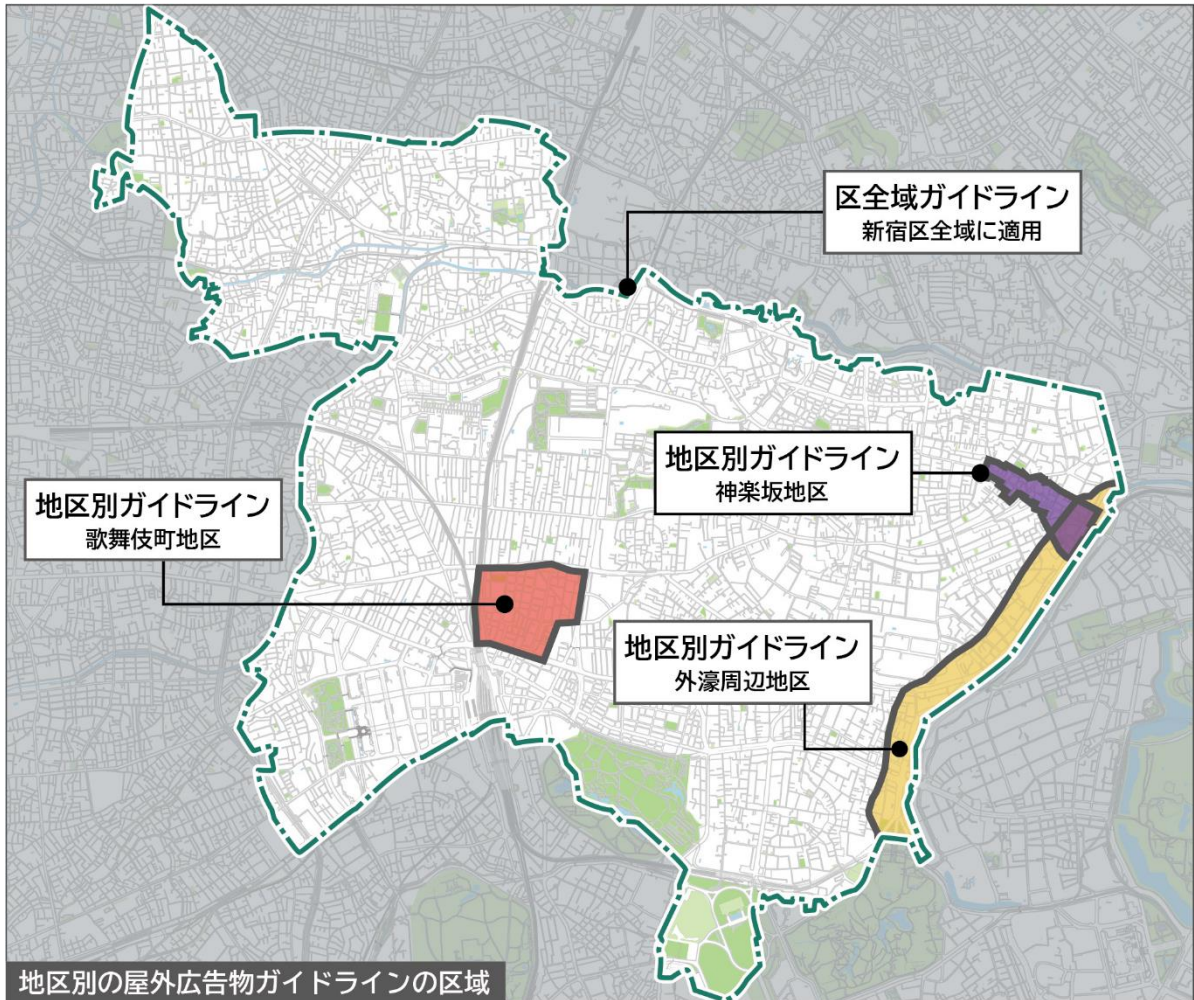
屋外広告物に関する景観形成ガイドライン

主に「区全域屋外広告物ガイドライン」と「地区別屋外広告物ガイドライン」で構成されています。

区全域屋外広告物ガイドライン

区全域で適用される基本的な事項を定めたものです。主に「基本的な景観配慮事項」、「周辺景観との調和の視点」、「安全性や地域貢献等の視点」から、景観形成の目標等に対する方策イメージを定めています。

景観事前協議では、主に「基本的な景観配慮事項」と「周辺景観との調和の視点」に関して協議を行います。



地区別の屋外広告物ガイドラインの区域

※この図は概ねの地区を示しています。

区全域屋外広告物ガイドライン		
基本的な景観配慮事項	周辺景観との調和の視点	安全性や地域貢献等の視点
1 視認性や可読性について 2 情報の図と地、レイアウトについて 3 色彩の考え方 4 照明・光について 5 デジタルサイネージ等について 6 公共サインについて	1 周辺環境や景観への配慮 ①住居エリア ②商業エリア ③オフィス街、工業エリア ④歴史、自然などの景観資源周辺 ⑤駅前交差点、幹線道路 ⑥昼間と夜間 2 建築物や敷地の特性への配慮 ①建築物と広告デザイン ②外構計画、店舗意匠計画と広告デザイン	1 快適な都市空間づくり・ユニバーサルデザイン 2 信頼性と安全性のある広告づくり 3 窓面広告、敷地内置き看板等の景観づくり 4 屋外広告物を活用した地域貢献 5 定期点検、維持管理、更新や除去等の責任ある設置管理

□ 地区別屋外広告物ガイドライン

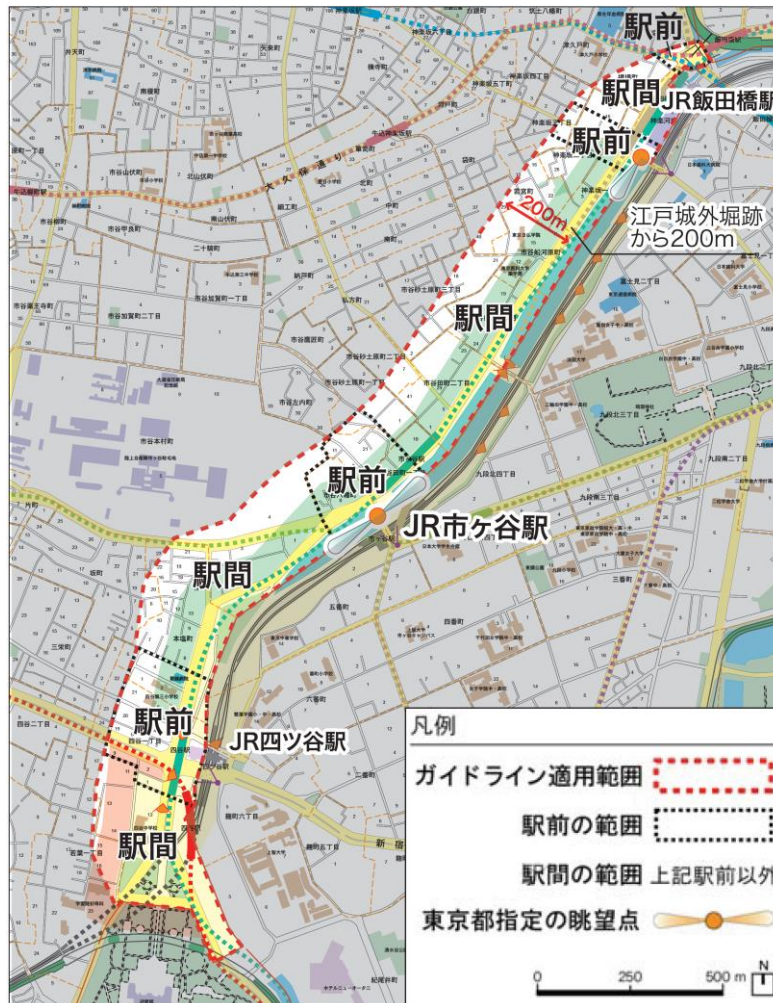
個性的で多様なまちの魅力を高めるため、一部の地区に地区別のガイドラインを定めています。地区別のガイドラインに該当する場合は、区全域屋外広告物ガイドラインに加えて、地区別屋外広告物ガイドラインの内容に適合する必要があります。

① 歌舞伎町地区

歌舞伎町一丁目地内及び歌舞伎町二丁目



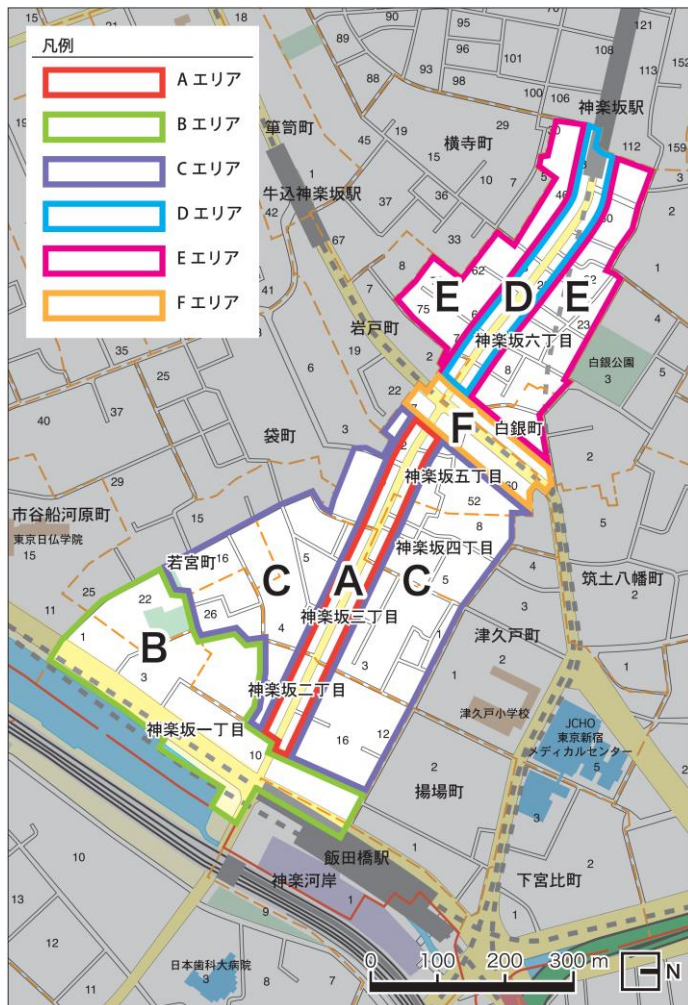
景観誘導項目	景観形成の目標	具体的な方策
セントラルロード沿道及びシネシティ広場周辺における屋外広告物の景観形成	歌舞伎町ならではの誰もが心地良く楽しめる景観へ	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する屋外広告物と色彩、光などの関係性を持たせ、奥行きを演出する袖看板の計画的な設計を行う 大型ビジョン広告やデジタルサイネージの活用など、広場を囲う面や視認性の高い壁面の魅力をつくる 等
T字路のアイストップを活かした屋外広告物の景観形成	歌舞伎町の都市構造を活かした迷宮的な楽しさを演出する景観へ	<ul style="list-style-type: none"> 視認性の高い壁面や屋上部に屋外広告物の活用を図る 可変表示式屋外広告物、屋外広告物の照明などを用いた光の工夫や演出を図る
歌舞伎町を印象づける靖国通り沿いにおける屋外広告物の景観形成	歌舞伎町の入口として象徴となる景観へ	<ul style="list-style-type: none"> 通りをイメージし、屋外広告物を含めた建築物全体でデザインし、光を演出する 通りを意識し、賑わいの連続性をつなげる屋外広告物をデザインする



景観誘導項目	景観形成の目標	具体的な方策
駅間の屋外広告物に関する景観形成	歴史あるおもむきや水とみどりを四季折々に感じられる景観へ	<ul style="list-style-type: none"> ・中層部、高層部に設置する屋外広告物は、ロゴと文字の大きさを揃えた切り文字とする、余白を十分に用いるなど周辺景観や建築物に馴染むデザインとする ・屋外広告物のデザインでは高彩度の色彩を避けるなど、外濠のみどりや水辺と調和した落ち着いた色彩を基本とする 等
駅前の屋外広告物の景観形成 (外堀通りから展望できるもの)	歴史あるおもむきや水とみどりの連続性を意識した風格と賑わいの景観へ	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物は高層部での表示・掲出は抑え、低層部は賑わいととも外濠周辺の景観などに調和し、洗練された屋外広告物をつくる ・可変表示式屋外広告物の表示・掲出は避けるよう努める 等
眺望景観の保全を目的とした屋外広告物に関する景観形成 (東京都指定の眺望点：水辺・緑地景観)	歴史あるおもむきや水とみどりの空間を主役とした東京を代表する美しい眺望景観へ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、屋外広告物の表示・掲出は自家用広告物のみとし、眺望点から視認できる必要最小限の大きさとする ・屋上広告物は設置しないよう努める建築物と一体的に計画するよう努める 等

③ 神楽坂地区

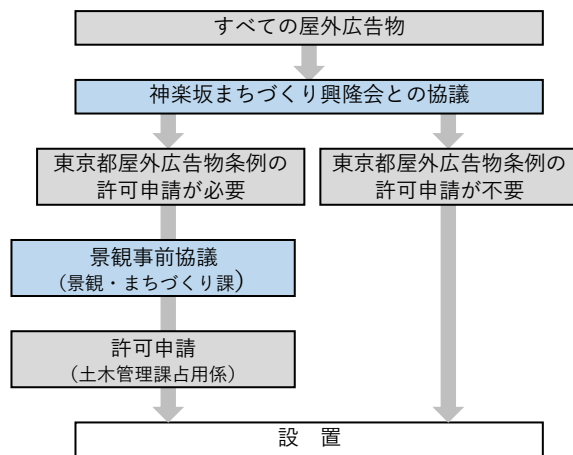
神楽坂一丁目～六丁目、白銀町地内及び若宮町地内



神楽坂地区については、地域の個性をいかした屋外広告物の景観誘導を推進するため、東京都屋外広告物条例の許可の必要の有無にかかわらず、原則として設置前（景観事前協議の対象となる場合は、景観事前協議書の提出前）に「神楽坂まちづくり興隆会」との協議が必要となります。

詳しくは窓口でご確認いただくか、新宿区ホームページをご覧ください。

新宿区ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp>
 (ホームページ上部)
 その他区政情報 → 景観まちづくり → 神楽坂地区において屋外広告物を設置する場合について



神楽坂地区の屋外広告物設置の流れ

景観誘導項目	景観形成の目標	具体的な方策
神楽坂地区全体に共通する屋外広告物の景観形成	伝統と現代がふれあう粋なまち—神楽坂—	・周囲のまちなみに配慮する ・広告物設置を計画的に行う ・色彩に配慮する 等
Aエリアの屋外広告物に関する景観形成	魅力と活気あふれる商業空間を誘導し、伝統と現代がふれあう粋なまちのシンボルと賑わいの景観へ	・壁面広告物は低層部までの掲出とする ・突出広告物は1店舗につき1台までの設置とする 等
Bエリアの屋外広告物に関する景観形成	外堀通り沿道景観に配慮し、神楽坂へのゲートとしてふさわしい景観へ	・外堀通りに面していない壁面に広告物を掲出する場合は、低層部までの掲出とする ・突出広告物は1店舗につき1台までの設置とする 等
Cエリアの屋外広告物に関する景観形成	風情ある雰囲気をもった路地景観を継承し、路地空間にふさわしい魅力ある商業施設と居住施設が共存するまちなみ景観へ	・色彩について、神楽坂全体の基準よりも彩度を抑える ・広告物の掲出位置、面積等について、道路幅員に応じた基準の設定 等
Dエリアの屋外広告物に関する景観形成	魅力と活気あふれる商業空間を誘導し、居住施設と商業空間が共存するヒューマンスケールのまちなみ景観へ	・壁面広告物は低層部までの掲出とする ・突出広告物は1店舗につき1台までの設置とする 等
Eエリアの屋外広告物に関する景観形成	住宅地内の店舗が賑わいを醸し出す、歩いて快適なまちなみ景観へ	・壁面広告物は1階部までの掲出とする ・突出広告物は1店舗につき1台までの設置とする 等
Fエリアの屋外広告物に関する景観形成	神楽坂地区の交流の場として神楽坂通りの連続性を保ち、歩行者中心のまちなみ景観へ	・壁面広告物は低層部までの掲出とする ・突出広告物は1店舗につき1台までの設置とする 等

2 届出について

屋外広告物も建築物等と同様に都市景観の重要な要素であるため、新宿区では平成 27 年 6 月 1 日から、新宿区景観まちづくり条例に基づく屋外広告物の景観事前協議を行っています。

届出対象となる屋外広告物

以下の①及び②に該当するもの

①	東京都屋外広告物条例の規定による許可の申請が必要な屋外広告物 ● 「屋外広告物の表示又は設置」の場合 → 東京都屋外広告物条例第 8 条、第 15 条、第 16 条又は第 30 条第 1 項に規定する許可 ● 「内容の変更又はその改造若しくは移転」の場合 → 東京都屋外広告物条例第 27 条第 1 項に規定する許可
②	● 建築物若しくは工作物に附帯する、又は土地に定着する広告塔、広告板（小型広告板を含む）、電柱又は街路灯柱の利用広告、標識利用広告、アーチ、装飾街路灯 ● 建築物若しくは工作物又は土地に表示するプロジェクションマッピング

※東京都屋外広告物条例に基づく許可申請については、新宿区みどり土木部土木管理課占用係までお問い合わせください。

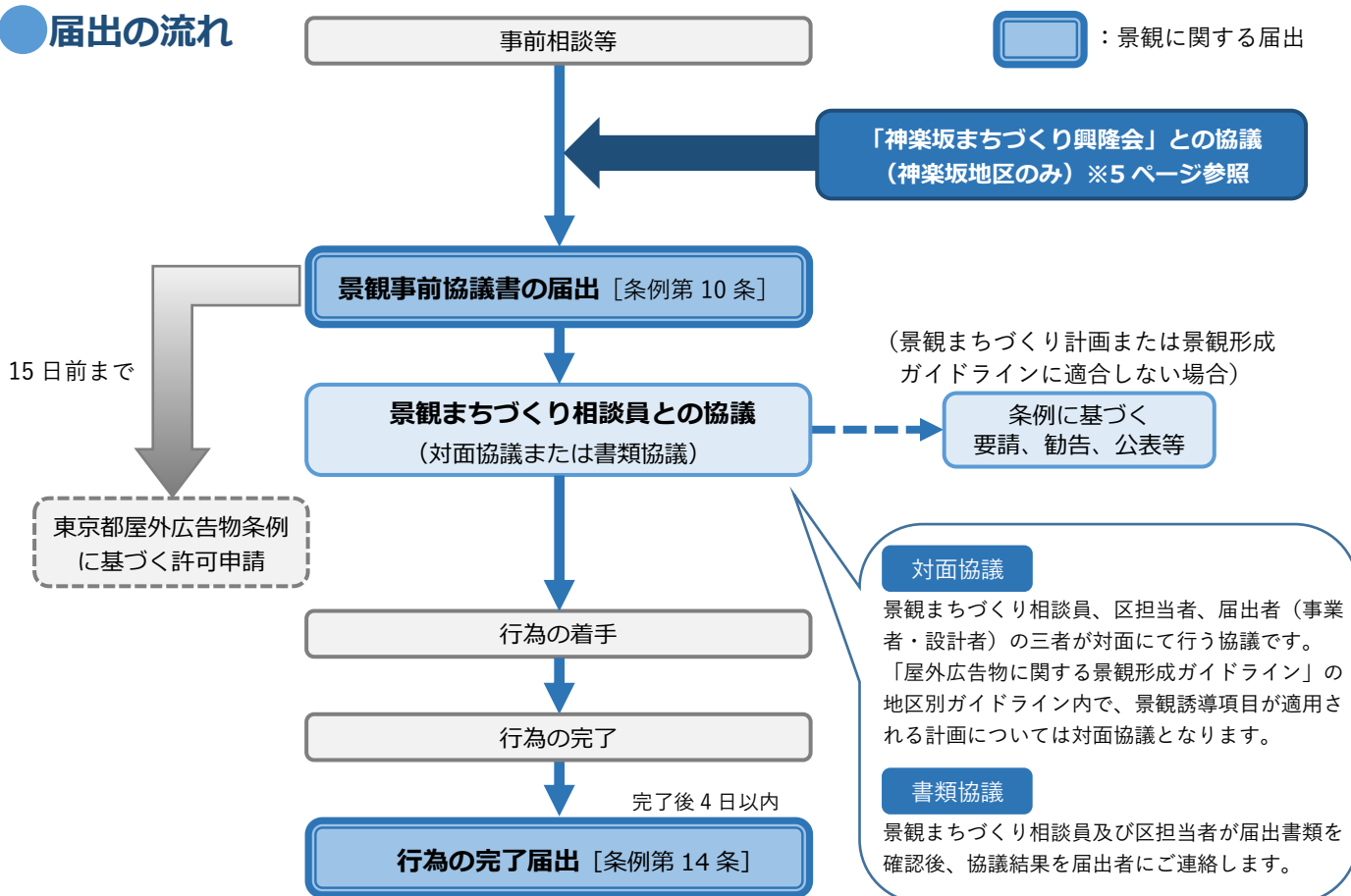
※一定規模以上の工作物の建設等については、工作物としての景観の届出もあわせて必要となります。

詳しくは別冊「新宿区景観まちづくり条例に基づく届出等の手続きについて（建築物・工作物・開発行為編）」をご参照ください。

景観事前協議書の届出日

東京都屋外広告物条例の許可申請の 15 日前まで

届出の流れ



提出書類

□ 景観事前協議書の届出

	提出書類	備考
1	景観事前協議書 (第1号様式) ※	
2	付近見取図	住宅地図の写しなどで可(計画地の位置が確認できるように表示)
3	現況写真(2方向以上)	歩行者の視点から、計画地の両隣2、3軒が確認できるもの
4	A 景観形成計画書 ※	
5	地区別屋外広告物 ガイドライン措置状況説明書 ※	「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」における地区別屋外広告物ガイドライン内の計画の場合は添付
6	配置図・平面図	屋外広告物を設置する位置等を表示
7	着色デザイン図	屋外広告物の寸法、面積、仕様、材質、デザイン、色彩(マンセル値)、照明方法、光源、取付方法等を表示 (色彩は、できるだけ実際の色と同じ色で作成)
8	立面計画が確認できる資料 (着色立面図等)	着色立面図に屋外広告物が設置される位置、デザイン等を表示
9	モニタージュ	歩行者からの見え方を確認するため、写真を用いてモニタージュを作成
10	外構計画が確認できる資料 (外構図等)	外構部に屋外広告物を設置する場合に添付(配置図と兼用でも可)
11	対面協議議事録	対面協議を行った場合、後日提出
12	自主審査基準	※デジタルサイネージ等の場合のみ 設置者による表示するコンテンツの審査基準 (コンテンツの内容や放映時間、時間帯別の輝度、音量など)
13	コンテンツの スクリーンショット	※デジタルサイネージ等の場合のみ 予定しているコンテンツのスクリーンショット

※建築物等の図面がない場合は区にご相談ください。

□ 行為の完了届出・通知

	提出書類	内容
1	景観計画区域内における 行為の完了届出・通知書(第7号様式) ※	
2	完了写真	全景写真(複数ある場合はすべて)及びモニタージュと同じ視点からの写真

□ 中止する場合

	提出書類	備考
1	景観計画区域内における 行為の完了届出・通知書(第7号様式) ※	様式に「(中止)」と記入し提出

提出書類に関する留意点

○届出部数、体裁について

- ・景観事前協議→2部(1部のみA4版縦の紙ファイル等に綴じて提出)
- ・その他→1部(ファイル等は不要)
- ・届出書類はすべて返却いたしません

○様式について

- ・提出書類のうち、※がついたものは様式があります
- ・様式は区ホームページからダウンロードできます

3 書類の記入例

景観事前協議書（第1号様式）

（第1面）

第1号様式（第4条関係）

(第1面)

景観事前協議書

〇〇年〇〇月〇〇日

新宿区長 宛て

1 届出者住所 **新宿区下落合〇-〇-〇**

氏名 **新宿 一郎**

（届出者が法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

新宿区景観まちづくり条例第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

行 為 種 類	地名地番 新宿区 下落合〇丁目〇〇番〇〇号
2 区分地区	<input checked="" type="checkbox"/> 落合の森保全 地区 <input type="checkbox"/> 一般地区
エリア別ガイドライン	落合第一 地域 下落合台地 エリア
行 為 の 期 間	行為の着手予定日 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ～ 行為の完了予定日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
設計者住所・氏名 (設計者が法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	新宿区歌舞伎町〇〇-〇〇-〇〇〇 株式会社 歌舞伎設計工房 代表取締役 妙正 太郎 担当: 神田川 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
※	4

(注意)
※欄には、記入しないでください。

（第2面）

(第2面)

届出対象行為	行為の種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)		
	用途地域	用途		
建築物	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	階数 地上	階 / 地下 階
建築物	構造			
	外壁の色彩等	外壁の基本色等 仕上材料 () 色彩 (色相: 明度: 彩度:) 強調色等 仕上材料 () 色彩 (色相: 明度: 彩度:) 屋根色等 仕上材料 () 色彩 (色相: 明度: 彩度:)		
建築物	行為の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)		
	種類	用途		
建築物	高さ	地盤面からの高さ m		
	築造面積	構造 m ²		
建築物	外壁の色彩等	外壁の基本色等 仕上材料 () 色彩 (色相: 明度: 彩度:) 強調色 仕上材料 () 色彩 (色相: 明度: 彩度:)		
	開発区域の面積	構築する施設 m ²		
建築物	のり面及び擁壁の高さ	のり面及び擁壁の高さ m		
	行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 表示又は設置 <input type="checkbox"/> 表示内容の変更又は改造若しくは移転 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input checked="" type="checkbox"/> 広告板 (<input type="checkbox"/> 小型広告板 <input checked="" type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 電柱又は街路灯柱の利用広告 <input type="checkbox"/> 標識利用広告 <input type="checkbox"/> アーチ <input type="checkbox"/> 裝飾街路灯 <input type="checkbox"/> プロジェクションマッピング <input type="checkbox"/> 土地 <input checked="" type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 屋上 <input checked="" type="checkbox"/> 壁面 <input checked="" type="checkbox"/> 外壁)		
建築物	屋外広告物等の種類	<input type="checkbox"/> 土地区画 <input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 屋上 <input checked="" type="checkbox"/> 壁面 <input checked="" type="checkbox"/> 外壁)		
	表示又は設置の位置	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 屋上 <input checked="" type="checkbox"/> 壁面 <input checked="" type="checkbox"/> 外壁)		
建築物	表示内容	<input type="checkbox"/> 「〇〇〇〇」の店舗看板 <input checked="" type="checkbox"/> 自家用広告物 <input type="checkbox"/> 第三者広告物 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	表示内容の種類	用途地域 第一種低層住居専用地域		
建築物	合計面積	数量		
	合計面積	14.78 m ² 2 基・台		
備考				

1 届出者

届出者が複数の場合は連名で記入

2 区分地区

新宿区景観まちづくり計画において、計画地がどの区分地区に該当するかを確認し記入

3 エリア別ガイドライン

エリア別景観形成ガイドラインにおいて、計画地がどの地域・エリアに該当するかを確認し記入

4 設計者住所・氏名

設計者の住所、代表者名、協議担当者名および連絡先を記入

5 記入項目

屋外広告物の景観事前協議の場合は、こちらの欄に必要事項を記入

6 表示内容

広告物の表示内容について記入

例「●●●」の店舗看板、飲料水「△△△」の広告

A 景観形成計画書

新宿区景観形成ガイドライン等により、計画地の地域特性を事前に確認していただき、その地域特性を踏まえて景観形成上配慮した点等を説明していただく書類です。

1 都市マスタープランの確認

【参照資料】新宿区まちづくり長期計画 都市マスタープラン（平成29(2017)年12月）

都市マスタープランは、「都市計画に関する基本的な方針」を定めたものです。新宿区全域の地域特性に配慮した土地利用を図るため、P40の「土地利用方針図」で計画地の土地利用の方針を確認し、該当する地区名を転記してください。

低層住宅地区

2 景観形成ガイドラインの確認

【参照資料】新宿区景観まちづくり計画 景観形成ガイドライン（令和5(2023)年3月改定版）

(1) エリア別景観形成ガイドライン（P.79～P.254）

エリア別景観形成ガイドラインは、区内を72のエリアに分け、各エリアの景観形成の目標等を定めたものです。地域の景観特性にふさわしい良好な景観形成を図るため、計画地のガイドラインの内容を確認してください。

① 該当するエリア別景観形成ガイドラインの「地域名」及び「エリア名」を確認し、転記してください。

地域名	落合第一	地域
エリア名	7 - 2 「下落合台地」	エリア

② 当該エリアの「景観形成の目標」を確認し、転記してください。

豊かなみどりやゆとりを感じられるまちなみへ

③ 当該エリアの「景観形成の方針」を確認し、転記してください。

- 豊かなみどりやゆとりのあるまちなみを保全する
- 曲がり道のみどりあふれる景観を保全・創出する
- 歴史ある施設を中心とした調和のとれた景観を創出する
-

(2) 要素別景観形成ガイドライン(P.257～P.264)

要素別景観形成ガイドラインは、景観を形成する重要な要素である「形態意匠」「設備等修景」「みどり」について、区内のどの地域においても考慮すべき内容を定めたものです。各ガイドラインの内容を確認し、各ガイドラインの「景観形成の方針」の中で、特に重視した方針を転記してください。

形態意匠	周辺景観との調和に配慮する
設備等修景	
みどり	

(3) 広域的な景観形成ガイドライン（P.265～P.280）

広域的な景観形成ガイドラインは、エリア別景観形成ガイドラインを広域的な観点から補充するため、景観の軸となる地域特性等を踏まえた景観形成の方針等を定めたものです。各ガイドラインの対象建築物及び内容を転記し、該当するガイドライン全てにチェックし、該当する各ガイドラインの「景観形成の方針」の中で、特に重視した方針を転記してください。

ガイドライン名	景観形成の方針
<input type="checkbox"/> 2-1 超高層ビルの景観形成ガイドライン	
<input type="checkbox"/> 2-2 幹線道路沿道の景観形成ガイドライン	
<input type="checkbox"/> 2-3 駅前・鉄道沿線景観形成ガイドライン	
<input type="checkbox"/> 2-4 水辺景観形成ガイドライン	
<input type="checkbox"/> 2-5 夜間景観形成ガイドライン	
<input type="checkbox"/> 2-6 公共空間の景観形成ガイドライン	
<input type="checkbox"/> 2-7 明治神宮聖徳記念絵巻館の眺望の保全に関する景観形成ガイドライン	
<input type="checkbox"/> 2-8 新宿御苑の眺望の保全に関する景観形成ガイドライン	

1 都市マスタープランの確認

「新宿区まちづくり長期計画 都市マスタープラン」P40の土地利用方針図を確認し、対象地が該当する地区名を記入

2 景観形成ガイドラインの確認

(1) エリア別景観形成ガイドライン

① 地域名、エリア名の確認

該当する地域名及びエリア名を確認し転記

②③ 景観形成の目標及び方針の確認

該当するエリアのページに書かれている「景観形成の目標」及び「景観形成の方針」を確認し転記

(2) 要素別景観形成ガイドライン

「形態意匠」のガイドラインの内容を確認し、それぞれ特に重視した方針を転記

(3) 広域的な景観形成ガイドライン

各ガイドラインの対象建築物及び内容を確認し、対象建築物に該当する場合にはチェックの上、それぞれ特に重視した方針を転記

(4) 大規模建築物等に係る景観形成ガイドライン

右欄の「対象」を確認し、該当項目にチェック

(4) 大規模建築物等に係る景観形成ガイドライン（P.281～P.282）

大規模建築物等に係る景観形成ガイドラインは、一般的な形態規制等を緩和して計画される大規模建築物等に対して景観形成の考え方等を定めたものです。対象建築物を確認し、該当するガイドラインにチェックし、内容を確認してください。

ガイドライン名	対象
<input type="checkbox"/> 3-1 大規模建築物等に係る景観形成ガイドライン	P.70で定める大規模建築物等
<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	

3 屋外広告物に関する景観形成ガイドラインの確認

3 屋外広告物に関する景観形成ガイドラインの確認

【参照資料】新宿区景観形成ガイドライン 屋外広告物に関する景観形成ガイドライン（令和5(2023)年3月改定版）

屋外広告物に関する景観形成ガイドラインは、個性的で多様な景観の魅力を高めていくために、屋外広告物のデザイン等について配慮すべき内容を定めたものです。次のうち、該当するものにチェックし、屋外広告物の設置の予定がある場合は、「屋外広告物に関する景観形成ガイドライン」の内容を確認してください。

a. 設置予定あり(商業施設、共同住宅、公共施設等の名称サインも含みます) →以下の(1)～(3)を記入後、4を記入してください。

b. 設置予定なし →以下の(1)～(3)の記入は不要です。4を記入してください。

(1) 区全域屋外広告物ガイドライン（P.298～P.328）

① 基本的な配慮事項（P.300～P.307）

設置又は表示を予定しているの屋外広告物の特性から、該当する項目全てにチェックし、配慮事項を確認してください。

配慮事項	配慮事項
P.300 <input checked="" type="checkbox"/> 1 視認性や可読性について	P.304 <input checked="" type="checkbox"/> 4 照明・光について
P.301 <input checked="" type="checkbox"/> 2 情報の図と地、レイアウトについて	P.305 <input type="checkbox"/> 5 デジタルサイン等について
P.302・303 <input checked="" type="checkbox"/> 3 色彩の考え方	P.306・307 <input type="checkbox"/> 6 公共サインについて

② 周辺環境や景観への配慮（P.308～P.319）

計画地の周辺環境や景観の特性から、該当する項目全てにチェックし、「景観形成の目標」を転記してください。

景観誘導項目	景観形成の目標
P.308・309 <input checked="" type="checkbox"/> 住居エリア	暮らしの価値や魅力を高める景観へ
p.310・311 <input type="checkbox"/> 商業エリア	
P.312・313 <input type="checkbox"/> オフィス街、工業エリア	
P.314・315 <input checked="" type="checkbox"/> 歴史、自然などの景観資源周辺	地域の貴重な歴史や自然に調和した美しい景観へ
P.316・317 <input checked="" type="checkbox"/> 駅前交差点、幹線道路	まちや通りの表情を作る魅力ある景観へ
P.318・319 <input checked="" type="checkbox"/> 昼間と夜間	昼夜の変化に応じたまちの魅力を高める景観へ

③ 建築物や敷地の特性への配慮（P.320～P.323）

計画する屋外広告物を設置する場所や位置から、該当する項目全てにチェックし、「景観形成の目標」を転記してください。

景観誘導項目	景観形成の目標
P.320・321 <input checked="" type="checkbox"/> 建築物と広告デザイン	建築物の形態意匠と調和した魅力ある広告デザイン
P.322・323 <input checked="" type="checkbox"/> 外構計画、店舗意匠計画と広告デザイン	調和、店舗づくりなど調和した魅力ある広告デザイン

(2) 地区別屋外広告物ガイドライン（P.329～P.357）

該当する項目にチェックし、a～cの地区に該当する場合は別紙「地域別ガイドライン措置状況説明書」を記入し添付してください。未定の場合は考え方を記入し、建築計画の早い段階から、屋外広告物のデザイン等について検討してください。

P.330～335 <input type="checkbox"/> a. 歌舞伎町地区	別紙「地域別屋外広告物ガイドライン措置状況説明書」を記入し添付してください。
P.336～342 <input type="checkbox"/> b. 外濠周辺地区	
P.343～357 <input type="checkbox"/> c. 神楽坂地区	
<input checked="" type="checkbox"/> d. 該当しない	

【該当する屋外広告物の例】

- ・ 店舗、事務所等のテナント用の看板
- ・ 第三者広告物の掲出を予定している物件
- ・ 商業施設、共同住宅、公共施設等の名称サイン
- ・ 敷地内に設置する案内誘導サイン

(1) 区全域屋外広告物ガイドライン

①は屋外広告物の特性から該当する項目全てにチェック、②は計画地の周辺環境や景観の特性から、③は計画する屋外広告物を設置する場所や位置から、該当する項目全てにチェックし、該当ページに書かれている「景観形成の目標」を転記

(2) 地区別屋外広告物ガイドライン

計画地が地区別屋外広告物ガイドラインの区域内の場合、該当する地区にチェックの上、「地区別屋外広告物ガイドライン措置状況説明書」を記入し添付

(3) 屋外広告物の設置にあたり景観形成上配慮した点	
設置又は表示を予定している屋外広告物について、どのような景観上の配慮を行うかを記入して下さい。未定の場合は考え方を記入し、建築計画の早い段階から、屋外広告物のデザイン等について検討してください。	
①設置計画【設置する数量・配置・集約方法について】	
配慮する事項について、該当する項目にチェックし、具体的な方策を記入してください。	
<input type="checkbox"/> 設置する数量は最小限とする	<input type="checkbox"/> 同じ内容での複数の表示は避ける
<input checked="" type="checkbox"/> 視認性を考慮し、計画的な配置場所とする	<input type="checkbox"/> テナント店舗等の屋外広告は集約する
<input type="checkbox"/> その他 ()	
具体的な方策 歩行者の視認性を考慮し、1階店舗入口上部に広告板、2・3階壁面に袖看板を設置する。	
②形態感【素材・形態（立体・平面）・大きさ、文字、ロゴマーク、写真のレイアウトについて】	
配慮する事項について、該当する項目にチェックし、具体的な方策を記入してください。	
<input type="checkbox"/> 周辺景観、建築物等の特性に応じた大きさとする	<input checked="" type="checkbox"/> 周辺景観、建築物等の特性をいかした素材、形態とする
<input type="checkbox"/> 余白を多く設けるレイアウトとする	<input checked="" type="checkbox"/> 文字、図などの情報を整理し、分かりやすい表現方法とする
<input type="checkbox"/> その他 ()	
具体的な方策 広告板は縦幅を抑え、文字を立体で表現する。袖看板は横幅を抑え、圧迫感を軽減する。	
③色彩【背景色・表示色（文字色）、筐体・構造で外部に露出している部分の色について】	
配慮する事項について、該当する項目にチェックし、具体的な方策を記入してください。	
<input checked="" type="checkbox"/> 用いる色数を抑える	<input type="checkbox"/> 低い彩度及び明度の背景色とする
<input checked="" type="checkbox"/> 背景色と表示色のバランスに配慮する	<input type="checkbox"/> 落ち着いた色彩の背景色と表示色を用いる
<input type="checkbox"/> 外部に露出する筐体・構造は周辺景観に調和した色彩を用いる	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
具体的な方策 建築物との調和を図るため、低彩度、低明度の背景色を用いる。	
④照明【方式（内照式、表示発光式、外照式）、光源（白熱灯、蛍光灯、ネオン、LED等）について】	
配慮する事項について、該当する項目にチェックし、具体的な方策を記入してください。	
<input checked="" type="checkbox"/> 周辺景観、建築物等に調和した色温度を用いる	<input type="checkbox"/> 歩行者などの視線に配慮した照明方法を行う
<input type="checkbox"/> 点滅や動く文字等の表示は、通行・歩行の安全に配慮する	
<input checked="" type="checkbox"/> 過度な明るさ、眩しさをしない計画をする	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
具体的な方策 周辺の住宅地に配慮し、過度な照明は控え、内照式で暖色系の照明を用いる。	
⑤その他 (①から④の他、屋外広告物の設置にあたり景観形成上配慮していることがあれば記入してください。)	
記載欄	
4 地域特性を踏まえ景観形成上配慮した点 (必ず記入してください。)	
都市マスタープラン、エリア別景観形成ガイドライン、その他の景観形成ガイドライン等から、計画地周辺の地域特性をどのように読み取り、建築計画にいかしたのかを記入して下さい。また、各景観形成ガイドラインの「景観形成の方針」等を踏まえて、建築計画にどのような景観上の配慮を行ったのかを記入して下さい。	
記載欄 計画地周辺は、おとめ山公園や野鳥の森公園などの豊かなみどりを有する良好な住宅地である。 みどり豊かで良好な住宅地という周辺環境や景観の特性を踏まえ、地域の方々に受け入れられる店舗を目指し、今回計画する店舗用の屋外広告は、「地域の景観に調和するような落ち着いたデザイン」をコンセプトとする。	
(書ききれない場合は別紙を添付してください。)	

(3) 屋外広告物の設置にあたり景観形成上配慮した点

①～④の各項目について、配慮事項の中から該当するものにチェックし、それに対する具体的な方策を記入
その他、屋外広告物の設置にあたり景観形成上配慮していることがあれば記入

4 地域特性を踏まえ景観形成上配慮した点

1～3を踏まえ、計画地周辺の地域特性をどのように読み取り、計画にいかしたのかを記入
(図、写真等の資料を添付して頂いても結構です)

地区別屋外広告物ガイドライン措置状況説明書

「A 景観形成計画書」3 (2) の地区別屋外広告物ガイドラインに該当する場合、提出が必要です。

歌舞伎町地区・外濠周辺地区

地区別屋外広告物ガイドライン措置状況説明書 歌舞伎町地区	
<景観誘導項目1> 「セントラルロード沿道及びシネシティ広場周辺における屋外広告物の景観形成」	
1	
景観形成の目標 「歌舞伎町ならではの誰もが心地良く楽しめる景観へ」	
景観誘導項目1について、該当するかチェックして下さい。該当する場合は、以下の具体的な方策に対して、措置状況を記入して下さい。	
<input checked="" type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
2	3
具体的な方策 隣接する屋外広告物と色彩、光などの関係性を持たせ、奥行きを演出する袖看板の計画的な設計を行う	
① 記載欄 デジタルサイネージを計画し、セントラルロードのゲートや周辺の照明演出と関係性を持たせる。	
大型ビジョン広告やデジタルサイネージの活用など、広場を囲う面や視認性の高い壁面	

- 1 地区別屋外広告物ガイドラインの景観誘導項目を確認し、該当するかどうかを判断
- 2 該当する場合は「該当する」にチェックし、具体的な方策について、景観上配慮している事を記入
- 3 該当しない場合は「該当なし」にチェック
(該当しない景観誘導項目については、具体的な方策の記載欄は空欄でご提出ください)

神楽坂地区

下記①及び②の提出が必要になります。

①	措置状況説明書 (全体)	該当エリアの確認、地元まちづくり組織との協議状況、神楽坂地区全体に共通する具体的な方策に対する措置の状況等を記入
②	措置状況説明書 (該当エリア)	A～F エリアの措置状況説明書の中から、該当するものについて、具体的な方策に対する措置の状況等を記入

【お問い合わせ】

新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課

〒160-8484	新宿区歌舞伎町 1-4-1
電 話	03-5273-3831 (直通)
ファックス	03-3209-9227